

大口町告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

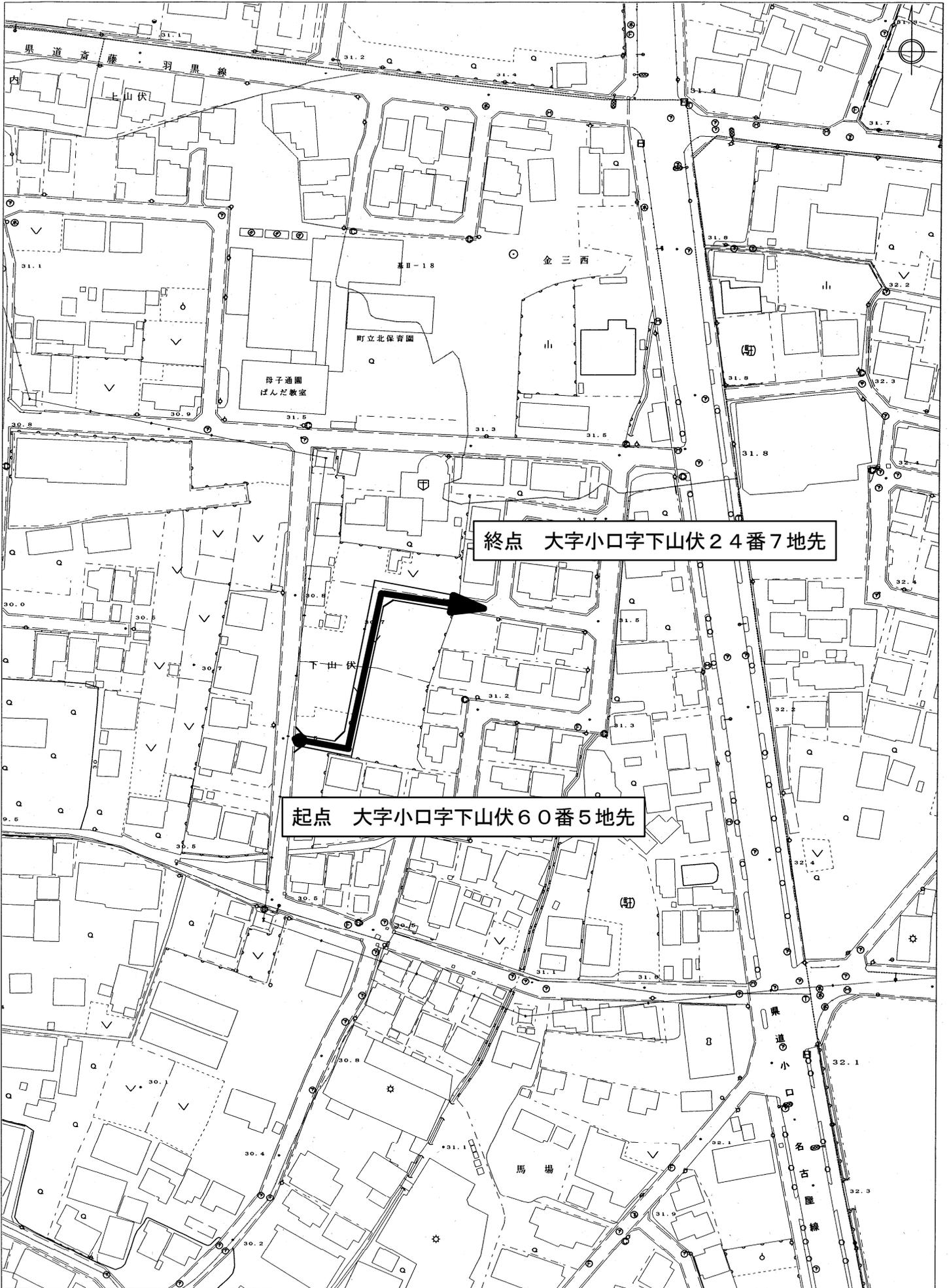
平成30年9月28日

大口町長 鈴木 雅 博

町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
612	町道 中小口112号線	大字小口字下山伏60番5地 先から	平成30年9月28日
		大字小口字下山伏24番7地 先まで	

町道路線の供用開始 町道中小口112号線 位置図



1 : 1,500

